

2

61.4

K120.1

學小日本脩身書 高等科 生徒用 卷二

K120.1
61.4
2

稻垣千穎編述

高等科
生徒用

小日本脩身書

東京 成美堂發兌

小日本脩身書卷二

稻垣千穎編述

尊王

我が御代御代の天皇は、皆徳澤深くまゝまゝて、我等祖先を惠ませ給へり。昔時世靜ならず、人皆干戈を事とせし時に於ても、當時の 皇上も只一に臣民を憐り、宸襟を憐させたまへり。况や我が 皇上は、其の恩澤優渥ふして、我等臣民を愛撫し給ふこと、至らざる所なし。彼を思ひ是を念ひて、其の聖恩に報い奉る可きを

稻垣千穎編述 高等科
生徒用

小日本脩身書

東京 成美堂發兌

小日本脩身書卷二

稻垣千穎編述

尊王

我が御代御代の天皇は皆徳澤深くまゝまゝして
我等祖先を惠ませ給ひり、昔時世靜ならず、人皆
干戈を事とせば時ハ於ても、當時の皇上も只
一に臣民を隣主せ給ひを以て、宸襟を惱させた
まへり、況や我が皇上は、其の恩澤優渥ふして、
我等臣民を愛撫し給ふこと、至らざる所なし、彼
を思ひ是を念ひて、其の聖恩に報い奉る可きま

り、

高倉天皇は、賢明仁孝にましましけり、未幼なくたそ一ける時、楓樹を獻する者あり。天皇痛く之を愛で給ひて、藤原信成ふ命じて、培養せしめ給ひしに、或る日、仕丁朝清めせんとて、御苑ふ入りけるが折しも秋の末



みて、曉風へと冷かまれて、此の樹の枝を折り焚きて、酒を煖めけり。信成之を見て大に驚き、直ふ仕丁といましめ置き、御前に出で、畏りて其の状を奏上し、罪を請ひけれど、天皇快然と打笑み給ひて、唐人の詩ふ、林間煖酒焚紅葉といへるなり。何者か仕丁に教へて、此の風流の事を爲さしめしとて、復問をせ給ふことなかりければ、信成感涙を流して罷り出でけり。我が 皇室、御代御代の聖徳、臣民を憐ませ給ふこと、大概斯の如し、有り難き事ならずや。

大君ノ御惠ミト今ノ世ノ太平ノ樂トヲ忘ル
可ラズ、

尊王

忠節の道甚廣し而して 皇上を敬愛一奉る事、
其の第一なり、皇上の御惠と、今世の太平の
樂とを思へど、我が臣民たる者孰か忠節の志念
を起さざるものあらん、而して敬愛の心は、油然
として生ぞるなる可し、我等須臾も此の心を失
ふ可らざるなり、

村上天皇の御世に仕へ源延光は、忠節の名臣
なり、一日御前に侍り一時、天皇從容とて宣
そく、朕の卿と相得ること甚深し、朕若一世を去
ることあるも、卿尚朕を憶ふやいかふと、延光再
拜して、臣の不肖なるも、量なき天恩を辱くせり、
いかで須臾も是をば忘れ奉らんと奏す、天皇
莞爾として、然るか、然れども、時に或も是を思ふ
のみならんと宣ひて、打笑をせ給へば、延光涙を
流して、陛下千秋萬歳の後は、臣終身喪服を解か
トと申しけるが、天皇登遐一給ひての後、延光

其の言に違はず、常に喪服を脱がずして身を終れり、されど、冷泉天皇の御代、朝廷に已み難きことある時は、延光喪服のまゝ、出でて事に従ひけれど、天皇之を御覽じ給ふ毎に、涙を流して前皇を慕ひ給ひけるとぞ、延光の如きも、よく其の君を敬愛し奉れるものと謂ふべし。

人ノ臣トナリテハ、敬ニ止ル、

養親

甘味を羞め、暖衣を着るも、是身を養ふのみな

れど、未よく其の親を孝養する者と謂ふ可らず、身と心との二を養ふこと大切なり、而して心を養ふは、是と歡をもむるに在り、

元禄年中、常陸國那珂郡山形村に、孝子あり、徳川光圀卿、自ら彼の家を訪ひて、金を賜ひ、之を旌表せられけれど、其の孝名一世に高かりき、孝子名を大串昌徳と言へり、幼時より、父母に事へて、孝順類なし。其の他小行かんとをる時、父母の顔色和ぎ居れど、往々否らざれば行かず、且其の歸期を違へもして、父母の心を安んぜり、壯年に及び、

父母の命小隨ひて、妻を娶りけるが、よく是小孝道を誨へけれど、妻も亦夫の言を守りて、偕小善く舅姑に事へけり、父死一て後は、母小事へて孝養滋厚く、毎夜夫妻迭小起きて、母の起臥を伺ひ、母目覺れど、快く雜談して、其の心を慰めけり、母痰を煩ひ、自ら吐くこと能もざるをば、己之を吸ひ取りて、毫も厭へる氣色なし、元來其の家貧しけれども、母酒を嗜みけれど、日毎に醇酒を羞めて、足らざることなきが如し、されど之を見る者、歎歎せざるはなく、遂に光園卿の賞與とも得る

小至れり、

孝ハ親ヲ寧シズルヨリ、大ナルハナシ、

寧親

天明年中、伊勢國鈴鹿峠の麓ふ、孝子萬吉といふものあり、父早く死一て、母亦病に臥一けれど、當時萬吉僅に六歳まれども、心を竭一て是を看護し、其の病間ある時も、旅客の荷物、或は手槍等を負擔一て、些少の賃錢を得是ふて藥餌を買ひ、食物を調へ、又母の欲する物を求めけり、常人小て

そ、斯く終日險坂を上下
をそれで、疲勞堪へ難かる
可きに、萬吉は、日暮家ふ
歸りて、毫も疲勞の色を見
せず、母の肩を打ち腹を
摩りなどして、寸時も
孝養を怠らず、斯く務めて
倦まざりけれど、此の
頃饑饉打續きたるに、此
の母子のみも、凍餒を免



れたり、或る時、幕府の吏人石川忠房、此の地を過ぎて、萬吉の至孝を見聞し、大に感動して、自ら其の家を訪ひ、金を與へて是を賞へけれど、是より萬吉の名遠近小聞えて、此の地を経過する貴人、彼の家を訪ひて、是を賞せざるものなく、果は幕府より萬吉に金を賜ひ、其の母に俸米を與へられけり、

孝道の人と感動せしむること、古今其の例少からず、而して萬吉の如きものも、益甚多からざる可し、一寒民の兒子、年僅六歳ふして、其の名王

公の間ふ高し、豈是を敬慕せざる可けんや、

人トシテ孝ナキ者ハ根柢ナキ草木ノ如シ、

友悌

兄弟相愛して、其の交篤けれど、其の妻も亦相睦み、其の子も亦相好をるは、是自然の理なり、斯くて一家和合して、親戚隣保皆之を親信せむ、而して其の家漸く富み榮ゆ可きなり、

岩代國耶麻郡上林村ふ彌平次、八十郎といふ兄弟の者あり、其の父世に在りて時より、兄を本宅

に住み、弟を臺所に居りて、各妻を迎へ、兒子とも生みたり、が、父歿して後は、其の遺言に隨ひ、田園を均一ぶ分ちて耕作し、貢租も言ふまでもなく、日用の金錢等不足ある時て、互に相扶助し、兄弟の方に客來れど、弟之を饗應し、弟の許ふ友到れど、兄之を接待し、互に其の勞を裨け、其の功を譲りて、友悌なること、人を感動せしむること多し、されど、其の妻も、骨肉の姉妹の如くに相睦み、其の兒子も、互に相好して、其の伯父叔父ふ事ふること、我が父と異なることなし、斯かれど、親戚も



皆是ふ感じて、深く此の兄弟を親愛し、隣保も寫く此の家族を敬信一けり、此の事竟ふ領主小聞えて、兄弟各に米若干を賜ひて、其の友悌を褒せられたり、是寶永三年の事なり。

孝悌ハ身ヲ立ツル

本ナリ、

貞操

夫婦は人倫の大本なり、夫を妻を愛し、妻は夫を慕ひて、互ふ他念ある可らず、殊に、女の道も、貞操第一とす、此の道一たび失へば、萬行皆廢す、慎可し、

徳川將軍旗下の士に、美濃部伊織といふ者あり、其の妻をルムといふ、安房國朝夷郡眞間村の内木四郎右衛門の女なり、ルム十四歳の時、江戸に

來りて、尾張藩主の夫人小事へ、二十八歳みて伊織に嫁し、一子を生めり、然るに、伊織事に坐し罪を得て、越前九岡藩に禁錮せられけりと、ルム幼兒を抱きて生家小歸り、悲歎の中に、辛き月日を送りけるが、幼兒痘瘡に罹りて死し、伊織の祖母も亦歿し、ルム悲歎の上、悲歎を加へたれども、其の貞節益堅く、再び江戸に出でて、黒田家の夫人に事へ、其の俸祿を貯蓄して、美濃部氏の祀を怠らず、而も職務に勉勵しけれど、夫人に重用せられて、三十四年間、一日の如く小事へ一が漸なりき、

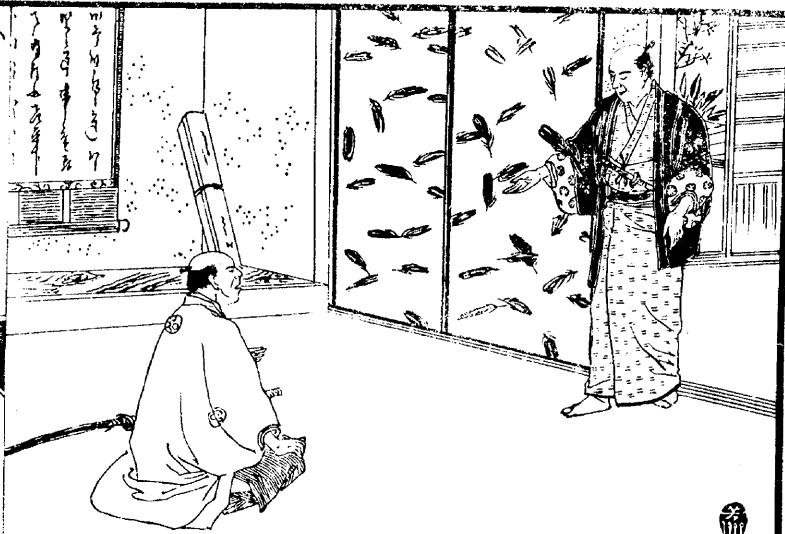
年老へけれど、暇を乞ひて故郷に飯れり、然るに其の翌年、伊織釋されて江戸に歸りけれど、大喜びて、年久しく蓄積せし金を携へて、其の許に至り、竟に伉儷の情を全くせり、幕府其の貞操を褒し、白銀を賜ひて之を賞せられき、時小文化六年十月にして、伊織そ七十二歳、ルムは七十一歳なりき、

夫婦ハ義以テ和親ニ恩以テ好合ス、

責善

會津藩の老職に、田中三郎兵衛といふ士あり、藩政を掌りて治績甚多く、其の友に菅勝兵衛と云ふ人ありけるが、亦才能ふ富みて、三郎兵衛との交情極めて厚かりき。然るに、一日藩廳ふて政事を議し、意見協そざりしがば、互ふ相辯論して、一步も譲らず、果は高聲ふて詰責し、顏色さへ變するに至れり、列座せ一人々之を見て、此の兩人、平生の交情甚親しかり、今後も必不和となりなんと思そざるものなし。斯くて各退廳しけるが、三郎兵衛家に歸りて、家人に向ひ、菅を未來ら

ずやといひけるが、程なく勝兵衛入り來りて、談笑をること平日ど異ならず、歎を盡して歸りけり、されど其の後も、毫も相疎んじるさまなくして、交情彌厚かりけれど、人々朋友の間は、斯くこそある可けれど、大小感ぞけり、



朋友も互に隔心なく相交りて、惡しき事あらば、互に之を忠告して、善道に導くべし。面前ふても、顏色を和げ、言辭を好くして、其の歡を盡すが如きも、其の人在らざれど、其の失を擧げて是を毀り、其の短を言ひて是を笑ひ、甚しきは、其の功名を害せんとす。斯の如きもの、いかで朋友と謂ふ可けん。三郎兵衛と勝兵衛の如きは、眞に友道を盡せる者と謂ふ可きなり。

善ヲ責ムルハ、朋友ノ道ナリ。

慎密

徳川家光公、板倉重宗、重昌、兄弟の才識を試みんとて、或る日訴訟の題を出して、其の裁判を問えられるに、重昌も深く考慮を費すまでもなく、速に其の見る所を述べけるが、重宗は、熟考の上答へ奉らんとて、家に歸り、三日を経て後、其の答案を出すべしに、重昌と同ド說なりき。公此の兄弟の父なる勝重に向ひて、此の事を語り、重昌こそ怜愴なれと言それけき。勝重顔色を正しくして、高評未其の當を得ざるものあり。如何ふとなれ。

じ、訴訟を聽き正否を斷ずるは、國家の大事なり。豈容易に決を可きものならんや。大とひ卽坐に其の理非を知ることありとも、尚再三熟考して、誤謬なからんことを要す可きなり。重宗の卽答奉らざりしは、之を知れるに依り、重昌の容易に答へ參らせしも、之を恩とざればならん。されど、若く強ひて其の取る所を求むれど、重宗こそ然るべけれ。といひけれど、公も至言なりとて、感ぜられけり。

古語に、千丈の堤も螻蟻の孔より壞るといふこ

とあり、もづて、人は意を用ふること慎密ならざれど、何事も成を事能そざる者なり。勝重の二子を評せしは、實に旨言と謂ふ可し。人之を鑑みざる可んや。

百事ノ成ルハ必之ヲ慎ムニ在リ、

質素

千利休の子道安、雪面白く降りける日、茶會を設けて父を請うけり。利休、道安の家に至りて、前代の方を見れど、道安自ら竹笠を被り、蓑衣を着て、

寒蔬を掘り居たり、暫くして茶會終り、饗膳出でけるが、利休其の汁に鱸を調理したるを見て、大小氣色を損ド、我前刻前裁を見し時汝蓑笠を着けて、自ら鍬を執りて、園中の寒蔬を掘れるさま、さすが風流みて、其の深情限なく、頗興を催し、尔今此の吸物に鱸を用ひこそ遺憾なれ、總べて茶也懇志を盡すを以て第一とす况人は己の分限を守りて、質素を心懸けずばある可らず、然るを、自ら掘れる寒蔬を棄て、庖丁の手に調理せられたる鱸を用ふ、其の奢侈其の俗陋いふ計

まし、汝我が子に在りながら、斯る事だふ辨せざるか、と叱りけれど、道安大に後悔して、其の過失を謝しけり、

今の世で、山海の交通よく開け、百貨の産出漸く多く、欲して得ざる品なく、求めて至らざるものはない、されど其の便利ふ馴れて、自然奢侈に流れ、飲食衣服を始め、家什玩具ふ至るまで、無益の華美を競ふことあり、斯くては其の身の爲にも、國家の爲ふも、損害少からぬぞ、常に己の分限を顧みて、質素儉約を守る可きなり、

節儉朴素ハ人ノ美德ナリ、奢侈華麗ハ人ノ大惡ナリ、

好問

我等愚蒙を啟き智識を進めんと思ひ、廣く問ひ多く尋ねて、其の道に通じ、我が心ふ智識の自ら啟くるを待つべし、人ふ下りて尋ね問ふも、智者の益智を増す道なり、

享保年中、觀世太夫京都にて能樂を興行し、木賊刈といふ曲を舞ひけれど、觀客皆感に堪へて見けるが、其中に十人計の田舎人ありて、竊に之

を笑ひけり、太夫此の體を見て、舞ひ終りて後、彼等を樂屋に招き入れ、今日吾等木賊刈を舞ひ一時、足下等之を笑へり、是仔細のある事ならん、包まず語らる可一と云ふ、彼等大不恐れて、僕等は信濃の小民ふて、木賊を刈るを業とす、今日舞ひ



給ひ一鎌の使ひ方、僕等の用ひ様と異なれど、覺えず笑ひたりと答ふ。太夫、然らず其の異なる所をいかふと問ふに、木賊を向の方へ一刀切りに刈る者より、今日の如く手前の方へ二刀ふて刈りては思ふまゝに刈り得がたしといふ。太夫是を聞きて、大い感服し、吾等今日大なる益を得たりとて、厚く物を與へて返しけり。其の後江戸にて木賊刈を舞ひし時、彼の信濃人より學びたる方法を用ひて、鎌を使ひけれど、其の技藝巧妙なる事、人の目を驚しけるとぞ。

未解セズバ必問ヘ、疑アラバ必質セ、

勤業

近江國野洲郡江頭村の坪田與治右衛門といひしは、幼時より賣買の道に敏く、殊ぶ其の家業に勉勵なるを人の及びざる事多し。與治右衛門平生朝早く起きて、商賣の爲小家を出でけるが、玄冬の朝、雪降り積りて、四望一白、他人の足跡を印せざる間を行くを快しとし、若し其の時を過ぐて、一個の人跡ふても認めたる日は、悒々として

樂まず、日暮家に歸りて妻子に向ひ、今朝も大不
急りふき、某地ふては、已に他人の足跡を認めたり、我商業を營みて、斯く人ふおくれを取りなむ、
何の日ふか能く家を興して、父母の名を顯すす
ことを得ん、朝起の事斯の如し、其の他萬事豈皆
之小倣をざらんや、いと口惜しき限なりと言ひ
けり、されど家人も是に勵されて、互ふ相後れん
ことを恐れ、力を戮せて家業を勤めけれど、商賣
日ふ月に繁昌して、竟ふ富有を極むるに至れり、
人は、必其の執る所の業無くばある可らず、已不
切なる取りて法とす可きなり。

情ル者ハ富ヲ逐ヒ、勤ムル者ハ財ヲ招ク、

慈愛

慈愛は、最尊む可き美德なり、人此の徳ありて、禽
獸と其の等を異ふず、况や己、人を愛をれど、人亦
己を愛すること、猶影の形小隨ふが如きをや、慈

愛を力めて行ふ可きなり、

播磨國姫路小國府寺次郎左衛門とて、富有の人あり、其の後園に竹林ありて、年々夥しく筍を生じけるが、當時も、之を盜む者必罰せらるゝ法度ありけれど、或る夜、姫路藩の歩卒、竊に此の竹林に入りて、多く筍を盜み取り、事露れて斬られけり、其の翌年夏の初、次郎左衛門、藩主を招請して、筍を饗へけるふ、藩主竹林小筍の多く抽んでたるを見て、筍の生ざることは、年々變らざれども、昨年の人今は無しと言ひて、涙を流されけれど、

次郎左衛門を始め、從者皆感歎して、主公の慈愛、年を隔て、一歩卒を忘れ給らずとて、各涙に袖を絞りけり、藩主の此の言ありてより後、此の竹林ふて筍を盜む者を、死刑に處をる法度を改めて、大ふ寛大の制規を定めけるとなり、今の世よ

り之を見れど、筈を盜みて死刑に處せらるゝはあるべき事とも思ざれども、干戈稍治りて當時ふと、奇しき事ふも非ず、此の時にして此の言ありし藩主の慈愛、いと有り難き事と謂ふ可し、

千言ノ法律ハ、一片ノ慈愛ニ如カズ、

寛恕

能く人の言を用ひ人の諫を聞く人は、必人の助を得ること多く、能く人の失を尤めず、人の短を責めざる人も、人多く服をる者なり、我等世に出

で身を立てんとする者は、堅く此の言を守りて、人の助と歸服とを得可きなり、

毛利元就は弘元の第二子ふて、幼名を松壽と云へり、警敏小一て器量あり、一日、侍者、松壽を抱きて水邊に遊びけるが、誤て小石を踏み、躡きて、松壽を抱きたるまゝ、水中に墜入りけり、他の侍者驚き遽て、救ひ上げけるに水滴淋漓、全身皆濕へり、侍者大々懼れ、地上に拜伏して罪を謝し、他の侍者も、亦爲に其の罪を寛ぐせんことを請ひけれど松壽快く打笑ひて、人の道を行きて躡き

倒ることあるは、更に不思議とるに足らず、
今卿の躓き一も誤て小石を踏みたるふより、
いかで是をば罪と云ふべき、卿深く謝をること
勿れとて、復尤むことなし、是を見聞く人々、此
の君成長し給そ、天下の名將となり給ふ可し
と、感ト合ひけるが、果して後年に至り、猿掛の小
城より起りて、陶、尼子の大敵を攻め破り、山陰、山
陽十箇國を領して、威名を天下に轟せり、

人我ニ對シテ過アラバ、心ヲ廣クシテ恕ス
可シ、

宏量

人我に無禮なりとも我を漫に之を怒る可らず、
先我が行爲如何と顧る可し、而して我小過失な
くば、徐小彼が自ら悟るを待つべし、無禮に應じ
る小無禮を以てせんは、智者の取らざる所なり、
伊達政宗の家士小原田左馬助といふ者あり、政
宗新に後藤孫兵衛といふを召抱へられしが、一
日、左馬助是と路に逢ひ、彼の禮を施せるを知ら
ず、過ぎ行きぬ、孫兵衛大に怒りて、是より左馬助

に逢ふ毎に無禮の振舞のふりけり、政宗之を聞きて、孫兵衛を逐そんとしけるを、左馬助諫めて之を止め、益孫兵衛を厚遇す。然るに孫兵衛も、左馬助の己を遇すること、前後相應せざるを怪み、之を諂諛なりと思ひ、或る日、彼が家に至りて、其の出迎ふるを見るや否、諂諛者覺悟を可し、といひもあへず、刀を抜きて斬らんとす。左馬助急ふ其の手を押へ、聲を勵して、今汝と我と耦刺して、主家の爲に何の益があるかぞりの理を知らざる汝なりとは思ひざりき、氣を靜にして忠義

の道を思へ、といひけれども、孫兵衛頓く悔悟して、急に容を改め、嗟我過てり、無禮を許し給ふべしとて、涙を流して之を謝しけるが、是より断金の友となれり。

能ク容ル、者ハ大器ナリ、

警戒

人は、必過失なき事能はず、故ふ、常に自ら警めて、是に遠ざからんことを務む可し。

豊臣秀吉公、北條氏政を討ちて、小田原城を攻め



それで、之を渡られけり、
三將の從兵之を見て、徳
川殿程の大將が、彼の小
橋一つを騎り越ゆること
能てず、人に負されて
渡り給へること見悪く
けれど、手を拍ちて笑ひ
けれど、三將大いに氣
言ふものかな、徳川殿騎

られける時、丹羽長重、長谷川秀一、堀秀政の三將、日金山を踰えて、小田原に進むとて、或る絶壁の上より、谷間を瞰下しける所、折節、徳川家康公、軍を率ゐてこゝを過ぎ、水流急迅なる谷川を、いと細き丸木橋を架したる所に行き、掛けられけり、三將相顧みて、徳川殿を隠れなき騎馬の上手なり、彼の丸木橋を騎り渡らるゝさまを見ぞやとて、氣を詰めて見居たるに、公は橋の此方ふて馬より下り、歩卒に馬を牽かせて、橋より二十間斗りの上を涉らしめ、其の身も屈強なる従士ふ負

馬の達人をなれどこそ、斯くせられたれ、達人君子は、危きに臨みて、深く自ら警むるものなり、熟練の功なきもの、いかで之を知り得ん、我等徳川殿を手本とモベーと言ひて、大に感ド合ひけり、

危キヲ慮レバ、危キヲ踏マズ、

報恩

人の世に處そるふも他の恩恵を受くる事甚多く、皇上の恩、父母の恩、師の恩は、更ふも言はず、時に當り機小觸れて、他人の恩助を得る事あり、

常小能く之を心肝に銘して、報酬の義務を果す可きなり、

淺野家の士堀部金丸一女あり、其の名を幸子と言へり、父金丸及武庸等復讐の後、髪を剃りて妙海と稱し、母と共に諸國を遊歴せしが、金丸等死を賜ふと聞きて、江戸に歸り、泉岳寺に寓して、君父の跡を弔ひけり、或る時、妙海、信濃國佐久郡の山中を過ぎけるに、日暮れ路遠く、身も亦飢ゑ疲れたり、折節來懸りたる女、之を見て痛ましく思ひ、懸懃に勞り慰め、懷より焼飯三個を取出して

與へぬ、妙海其の厚意と謝して別れけるが、此の一飯の恩恵、其の心肝に浸入して、永く之を忘れず、江戸に歸り一後も、時々彼の女の事を語り出でけり、然るに、彼亦江戸に來り、商家に使されて、辛苦を嘗め居たるが、三年を経て、圖らず妙海に遭遇しけれど、妙海大に喜びて、深く昔日の恩を謝し、金子を與へて其の窮厄を救ひ、且媒妁して、旗下の士に嫁せしめけり、妙海の如きものは、能く恩を報ぜしものと謂ふべし。

人ニ施シテハ念フコト勿レ、施ヲ受ケテハ、忘

ル、コト勿レ、

公益

伊能忠敬は、名高き曆學者なり、初、斯の道に志し、時、家道未盛ならざりけれど、久しく蟄居したが、晩年意を決めて江戸に來り、遍く數學の大家を訪ひて、之を研究し、遂に其の蘊奥を極めけり、寛政十二年、幕府の命を承けて、北陸道、及蝦夷地方、東南の沿海を測量して、地度を定め、享和元年、伊豆、相模、二總、常陸、陸奥の沿海を測量し、尋

で、東海北陸の沿海を測量し、又山陽、山陰、西海、南海の四道及壹岐、對馬の官道と、沿海を測量し、遂に十八年の星霜を経て、我が全國を跋涉し、之を圖記して幕府に呈せり、當時忠敬齡七十を踰えたれども、神氣旺盛ふくて壯者の如く、測量の命



下る毎々、喜色其の面に溢れ、險岨を度り、波濤を凌ぎて、毫も厭倦の心なき、後、英吉利人の我が國の近海を測量せんことを請ひ、時、幕府忠敬の製せし圖と與へしに、彼之を實地に試みて、深く其の精確なるを驚歎せしと云へり、明治十六年朝廷其の功勞を追賞して、正四位を贈り賜へり。

人として、其の國の公益を謀らざるは、是國家の恩を知らざる者なり、國家の恩を知らざる者いかで之を萬物の靈といふ可けん、勉む可く、勵む

可し、

良工ハ己ヲ苦メテ國ヲ益ス、

守法

國法は國家の爲人民の爲に定められたる者なれど之を遵守するは我等人民たるものゝ義務なり若一毫末も之小違反する事あれど是大なる不忠不信なり慎む可し、

勤王の名世に隠れなき林子平は仙臺の人なり慷慨にして學を好みて大志あり四方に周遊し

て國家の爲に盡す所あらんとす殊に海防に意を注ぎ、海國兵談、三國通覽の二書を著して世に出一けるに幕府の忌諱に觸れて、仙臺に禁錮せられき、子平素より大才ありて豪邁不羈の天資なり一かども國法を重んざること甚深く、無實の罪に坐して毫も幕府を怨みず、一室に端座して戸外に出づることなし、或人痛しき事に思ひて、今日の事幕府の命なり、我が藩の意に非ず、時外出して鬱を散ぜられんこそ、中々に心遣りまれといひけれど、子平容を正しくして足下の

厚意謝るに言なし、然れども國法也、國民の必遵守すべきものなり、されど今見る人なしと雖、之に違反せんこと、日月の照鑒も恐あり、足下復之を言ふこと勿れと答へて、終身閉居へて謹慎しけり。

私情ニ徇ヒテ、國憲ヲ干スコト勿レ、

義勇

豊臣太閤征韓の役、明大軍を發へて朝鮮を救ひ、國都を復す時に加藤清正、孤軍を率ゐて咸鏡小

在り、道路梗塞へて、我が諸將と聲聞通せず、明將是虛喝へて降す可きなりと思ひ、辨士を遣り説かへめて曰、速に朝鮮の王子を返へて、日本に歸るべし、然らざれど明軍四十萬、直に足下を擊たんと、清正之に答へて曰、清正國命を奉じて戦ふ



を知る、明令を聽きて和ることを知らず、汝歸りて汝の國王に語れ、我ふ敝甲凋兵あり、幸に貴國の大軍に懸合さん、咸鏡の道險ふして阨、兵の來ること、一日に一二萬のみならん、我之と戰ひて、日に一萬を殺さむ、四十日ふして之を殲さん、殲日小二萬を殺さば、二十日にして之を殲さん、殲一終りて後、遼を度り、燕を破り、大駕を海東に奉りて、而して後本國に歸らんと、辯士大に怖れて遁げ去れり、

皇室の御爲、國家の爲、父母兄弟朋友の爲、危きを懼れず、難きを避けず、己の身命を棄て、義を守るも、我が國人特有の稟性なり、清正の明使不答へーが如き、百世の後、尚人意を爽快ならーむるものあるなり、

勇者ハ獨立シテ懼レズ、

愛國

人孰か其の國を愛せざらん、既ふ之を愛せむ、其の安寧を喜び、其の艱難を憂ふ可し、而して徒に之を憂ふるも、又何の益かあらん、宜しくこれが

救濟に力を盡す可きなり、

渡邊華山そ、三河國田原藩士なり、學を好みて識量高く、而も國家を念ふこと最深し、當時英吉利國使、我が漂民を護送して、相模の國浦賀に來り、自今兩國相交通せんことを求む、幕府議して、文化年中、魯西亞國使を逐ひ、例に倣ひ、直に之を卻けんとす、華山之を聞きて歎息して曰、我聞く、彼の使者も、英國の名士ふて、其の著書の我が國小舶來せしものも少からず、然るを幕府、外國の事情小通せず、直ふ之を逐ひ攘ひ、彼の國怨

を含みて、我が國家の害を爲す事もあらん、我等平生外國の書を講ぜしは、今日の爲なり、いかで是をぞ黙視を可きとて、論說數篇を著し、是を世に示さんとして、未遂げざるに、既小幕府の忌諱に觸れて、其の藩小幽せられけり、されども華山



12/120. 1

愛國の心益深く、屢朋友と信書を贈答一けれど、幕府之を知りて、監守怠弛の罪を以て藩主を謳む、華山大に驚き、我累を藩主ふ及せり、其の罪容るゝ所なし、といひて自殺一けり、時に年四十九、朝廷其の愛國の志を嘉一して、正四位を贈り賜へり、

國ヲ憂フル者ハ身ヲ謀ラズ、

小日本脩身書卷二 終

明治二十六年九月五日印刷
全 年九月十日發行

定價金八錢五厘

編述者 稲垣千穎

東京市下谷區中御徒町二丁目番地

發行兼 印刷者 三浦源助

岐阜縣岐阜市米屋町廿二番戸

版權所有

賣捌所

成美堂支店

東京市日本橋區本町二丁目二番地

代理店

石井鉤三郎

大阪市東區備後町四丁目

